

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次

◇告 示 字の区域の変更等(地方課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第七十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による野井倉地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十三年八月三日現在の地番による。)
大字野井倉字前 河原	大字野井倉字前河原のうち八三の二、八六の二、八七の三、八七の四、八八の二、八八の五、八八の六、八八の八、九〇、九一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字野井倉字向 山根	大字野井倉字前河原八三の二、八六の二、八七の三、八七の四、八八の二、八八の五、八八の六、八八の八、九〇、九一及びこれらと一体をなす国有地 大字野井倉字向山根のうち一〇九の一、一一〇、一一一の一、一一二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字野井倉字下 前河原	大字野井倉字向山根一〇九の一、一一〇、一一一の一、一一二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字野井倉字下前河原のうち一二七の一の一部、一二七の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字野井倉字尾 添	大字野井倉字尾添のうち一六三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字野井倉字北ノ平ラ一六九の三、一七六の二、一七七の二の一部
大字野井倉字北 ノ平ラ	大字野井倉字北ノ平ラのうち一六九の三、一七六の二、一七七の二、一七八の二、一八九の二以外の区域

<p>大字野井倉字北ケ市</p>	<p>大字野井倉字尾添一六三と一体をなす国有地の一部 大字野井倉字北ノ平ラ一七七の二の一部、一七八の二 大字野井倉字北ケ市のうち二二二の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字野井倉字家ノ下二二六の一部</p>	<p>大字野井倉字家ノ下</p>	<p>大字野井倉字北ノ平ラ一八九の二 大字野井倉字北ケ市二二二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字野井倉字家ノ下のうち二二六の二の一部以外の区域 大字野井倉字屋敷三一七、三一八、三三二の二、三三五、三三六の一、三三七の二</p>	<p>大字野井倉字屋敷</p>	<p>大字野井倉字屋敷のうち三一七、三一八、三三二の二、三三五、三三六の一、三三七の二及び二八六から二八八までと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字野井倉字平ル林</p>	<p>大字野井倉字平ル林のうち四〇〇の二及びこれと一体をなす国有地の一部並びに四〇二から四〇六までと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字野井倉字原畑</p>	<p>大字野井倉字原畑のうち四一〇の二、四一三、四一四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四一〇の一と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字野井倉字西原</p>	<p>大字野井倉字西原のうち四四五の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字野井倉字サゴ田</p>	<p>大字野井倉字原畑四一三、四一〇の二、四一四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四一〇の一と一体をなす国有地の一部 大字野井倉字西原四四五の二及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字野井倉字サゴ田の全域</p>	<p>大字野井倉字サゴ田の全域 大字野井倉字宮上四六〇の一、四六三の二、四六四の二、四六七、四六八、四六九の一部、四七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字野井倉字上ケ市四八二の一の一部、四九二から四九五までの一部 大字野井倉字鷺ノ首四九八の一部、五〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字野井倉字宮上</p>	<p>大字野井倉字宮上ケ市のうち四六〇の一、四六三の二、四六四の二、四六七、四六八、四六九の一部、四七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字野井倉字上ケ市四八二の一の一部、四八五、四八六の一の一部、四九〇の一部、四九一、四九二の一部、四九三の一部</p>	<p>大字野井倉字上ケ市</p>	<p>大字野井倉字上ケ市のうち四八二の一、四八五、四八六の一、四八七から四九五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字野井倉字リ</p>	<p>大字野井倉字屋敷二八六から二八八までと一体をなす国有地の一部 大字野井倉字平ル林四〇〇の二及びこれと一体をなす国有地の一部並びに四〇二から四〇六までと一体をなす国有地の一部 大字野井倉字原畑四一〇の二と一体をなす国有地の一部 大字野井倉字上ケ市四八六の一の一部、四八七から四八九まで、四九〇の一部、四九三から四九五までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字野井倉字鷺ノ首四九八の一部、四九九、五〇〇の一部、五〇一及びこれらと一体をなす国有地 大字野井倉字ソリの全域 大字野井倉字上河原五六一の三、五六三の三</p>						

<p>大字野井倉字家ノ前</p>	<p>大字野井倉字出口河原二七四の四、二七五の二及びこれらと一体をなす国有地 大字野井倉字家ノ前のうち五四九の一の一部、五五〇の一の一部、五五六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字野井倉字上河原五六一の二の一部、五六四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字野井倉字出口河原</p>	<p>大字野井倉字出口河原のうち二七四の四、二七五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字野井倉字上河原</p>	<p>大字野井倉字家ノ前五四九の一の一部、五五〇の一の一部、五五六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字野井倉字上河原のうち五六一の二の一部、五六一の三、五六三の三、五六四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字野井倉字瀧根河原</p>	<p>大字野井倉字瀧根河原のうち六〇二の二、六〇三の一、六一の四以外の区域</p>	<p>大字野井倉字奥河原</p>	<p>大字野井倉字奥河原のうち六一八の一、六一八の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六一八の二、六一九、六二〇の一、六二〇の二、六二二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字野井倉字一ツコン坂</p>	<p>大字野井倉字奥河原六一八の一、六一八の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六一八の二、六一九、六二〇の一、六二〇の二、六二二と一体をなす国有地の一部 大字野井倉字一ツコン坂の全域</p>
------------------	---	-------------------	--	------------------	---	-------------------	---	------------------	--	--------------------	---

<p>大字野井倉字北一向平ル</p>	<p>大字野井倉字北一向平ル六六五の五四以外の区域</p>	<p>大字中津原字上才ヶ崎</p>	<p>大字野井倉字下前河原一二七の一の一部、一二七の六及びこれらと一体をなす国有地 大字中津原字倉長四六〇の三 大字中津原字上才ヶ崎の全域 大字中津原字上才ヶ崎四八八及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字中津原字倉長</p>	<p>大字中津原字倉長のうち四六〇の三以外の区域</p>	<p>大字中津原字下才ヶ崎</p>	<p>大字中津原字下才ヶ崎のうち四八八及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字野井倉字瀧ノ首</p>
--------------------	-------------------------------	-------------------	---	-----------------	------------------------------	-------------------	--	-----------------	------------------

鳥取県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業に係る野井倉地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次